



シンガポール国際仲裁センター
仲裁規則

SIAC規則

シンガポール国際仲裁センター 仲裁規則 SIAC規則

第6版・2016年8月1日施行

目 次

第1項	適用範囲及び解釈	1
第2項	通知及び期間の計算	2
第3項	仲裁通知	3
第4項	仲裁通知に対する答弁	4
第5項	簡易手続	5
第6項	複数の契約	6
第7項	追加当事者の参加	7
第8項	併合	9
第9項	仲裁人の人数及び選任	12
第10項	単独仲裁人	12
第11項	3名の仲裁人	13
第12項	多数当事者による仲裁人の選任	13
第13項	仲裁人の資格	14
第14項	仲裁人の忌避	14
第15項	忌避の通知	15
第16項	忌避の決定	16
第17項	仲裁人の交代	16
第18項	仲裁人交代の場合の再審問	17
第19項	手続の遂行	17
第20項	当事者による提出	18
第21項	仲裁地	19

目 次

第22項	仲裁の言語	20
第23項	当事者の代理人	20
第24項	審問	20
第25項	証人	21
第26項	仲裁廷が選任した専門家	21
第27項	仲裁廷の付加的権限	22
第28項	仲裁廷の管轄権	23
第29項	請求及び抗弁の早期却下	24
第30項	暫定的及び緊急的暫定救済	25
第31項	適用法、友誼的仲裁人、及び衡平かつ善に従って	25
第32項	仲裁判断	26
第33項	仲裁判断の訂正、仲裁判断の解釈及び追加的仲裁判断	27
第34項	報酬及び保証金	28
第35項	仲裁費用	30
第36項	仲裁廷の報酬及び費用	30
第37項	当事者の法的費用及びその他経費	30
第38項	免責	31
第39項	守秘義務	31
第40項	裁判所長、仲裁裁判所及び書記官による決定	32
第41項	一般条項	32
付属規程1	緊急仲裁人	34
	報酬に関する付属規程	37
	その他の報酬	39
	SIACモデル仲裁条項、準拠法	40
	SIAC簡易仲裁手続モデル仲裁条項	42
	SIAC-SIMC Arb-Med-Arb 議定書(“AMA議定書”)	44
	シンガポールArb-Med-Arb条項	47
	支払に関する情報	48

シンガポール国際仲裁センター 仲裁規則 SIAC規則

第6版・2016年8月1日施行

1 適用範囲及び解釈

- 1.1 全当事者が紛争をSIACの仲裁又はSIAC規則に従った仲裁に付託することに合意している場合、全当事者は仲裁が本規則に従ってSIACによって遂行・管理されることに合意したものとみなされる。
- 1.2 本規則は2016年8月1日に施行され、全当事者に別段の合意がない限り、同日以後に開始するあらゆる仲裁に適用される。
- 1.3 本規則では以下のとおり各語を定義する。
「仲裁判断」には、部分的、暫定的、又は終局的仲裁判断、及び緊急仲裁人が下した仲裁判断を含む。
「仲裁裁判所委員会(Committee of the Court)」とは、仲裁裁判所の構成員の中から裁判所長が選任した2名以上の者からなる委員会(裁判所長を含むことができる)を意味する。
「仲裁裁判所(Court)」とは、SIAC仲裁裁判所を意味し、仲裁裁判所委員会を含む。
「緊急仲裁人」とは、付属規程第3項に従って選任された仲裁人を意味する。
「実務便覧(Practice Notes)」とは、本規則を補足し、制約し、及び遂行するために書記官により適時発行されるガイドラインを意味する。
「裁判所長(President)」とは、仲裁裁判所の裁判所長を意味し、裁判所副所長及び書記官を含む。
「書記官(Registrar)」とは、仲裁裁判所の書記官を意味し、副書記官を含む。
「本規則(Rules)」とは、シンガポール国際仲裁センター仲裁規則

SIAC規則(第6版・2016年8月1日施行)を意味する。

「SIAC」とは、シンガポール国際仲裁センターを意味する。

「仲裁廷(Tribunal)」には、単独仲裁人、又は1名以上の仲裁人が選任された場合にはその仲裁人全員を含む。

本規則におけるいかなる代名詞も性別の区別はないものと理解される。

いかなる単数名詞も適切な状況においては複数を言及しているものと理解される。

2 通知及び期間の計算

- 2.1 本規則の目的上、いかなる通知、連絡又は提案も書面によるものとする。かかる通知、連絡又は提案については、手渡し、書留郵便もしくはクーリエ便で配達又は送付するか、いずれかの電子通信の形式(電子メール及びファクシミリを含む)で送信するか、あるいは配達の記録が残るその他の適切な手段で配達ができる。いかなる通知、連絡又は提案も、次のいずれかに宛てて配達された場合に受領されたとみなされる。即ち、(i)名宛人本人に直接又は名宛人の権限ある代理人、(ii)名宛人の日常的居住地、事業所、又は指定住所、(iii)全当事者により合意された住所、(iv)従前の取引における全当事者の慣行に従った宛先、あるいは(v)合理的な努力を尽くしても上記のいずれも見つからなかった場合には、判明している名宛人の最終居住地又は事業所。
- 2.2 いかなる通知、連絡又は提案も、第2.1項に従って配達された日にこれが受領されたとみなされるものとする。
- 2.3 本規則に基づく期間計算の目的上、期間は通知、連絡又は提案が受領されたとみなされた日の翌日から起算する。書記官又は仲裁廷が別段の定めをしない限り、本規則に基づくいかなる期間も、シンガポール標準時(GMT +8)に従って計算される。
- 2.4 受領地におけるいかなる非営業日も、本規則に基づくいかなる期間計算の対象に含まれるものとする。本規則に基づくいずれかの期間の最終日が第2.1項に従った受領地における営業日にあたらない場合には、期間は翌営業日まで延長される。
- 2.5 全当事者は、仲裁手続に関するいかなる通知、連絡又は提案の写しも書記官に提出しなければならない。

2.6 本規則に定める場合を除き、書記官は本規則に基づいて規定されるいかなる期限もいつでも延長又は短縮することができる。

3 仲裁通知

3.1 本規則に基づいて仲裁の開始を求める当事者（「申立人」）は、書記官に以下の内容を含む仲裁通知を提出する。

- a. 紛争を仲裁に付託する旨の要求。
- b. 仲裁に係る全当事者、もしいればその代理人について、分かる限りの氏名、住所、電話番号、ファックス番号、及び電子メールアドレス。
- c. 行使される仲裁合意の記載及び仲裁合意の写し。
- d. 紛争が発生したもしくは紛争に関連する契約又はその他法律文書（例えば、投資協定）についての記載、及び可能な場合は契約又はその他法律文書の写し。
- e. 紛争の性質及び状況を記載し、請求する救済、また可能であれば請求金額の初期算定額を特定した簡潔な陳述。
- f. 仲裁の方法について、又は申立人が提案を希望する事項について、従前に当事者が合意していたあらゆる内容の陳述。
- g. 仲裁合意に指定されていない場合、仲裁人の人数についての提案。
- h. 全当事者に別段の合意がない限り、仲裁合意で仲裁人を3名と定めている場合には仲裁人1名の指名、又は仲裁合意で単独仲裁人を定めている場合には単独仲裁人に関する提案。
- i. 適用される法規に関する意見。
- j. 仲裁言語に関する意見。及び
- k. 本規則における必要な申立手数料の支払い。

- 3.2 仲裁通知には、第20.2項に定める請求主張書面(Statement of Claim)も含めることができる。
- 3.3 正式な仲裁通知を書記官が受領した日が仲裁の開始日とみなされる。疑義を避けるため、仲裁通知は、第3.1項及び第6.1(b)項（該当する場合）の要件すべてが充足された時点、又は書記官がかかる要件を実質的に遵守していると決定した時点で正式なものとみなされる。SIACは仲裁の開始を当事者に通知する。
- 3.4 申立人は、仲裁通知を書記官に提出すると同時に、仲裁通知の写しを被申立人に送付し、当該送付方法と送付日を特定して送付した旨を書記官に通知するものとする。

4 仲裁通知に対する答弁

- 4.1 被申立人は仲裁通知の受領から14日以内に、書記官に答弁書(Response)を提出する。答弁書には以下を含むものとする。
 - a. 請求の全部もしくは一部に対する容認又は否認、可能であれば仲裁廷が管轄権を有しない答弁を含む。
 - b. 反対請求の性質及び状況を記載し、請求する救済、また可能であれば反対請求金額の初期算定額を特定した簡潔な陳述。
 - c. 第3.1項に基づいて仲裁通知に記載のあるいずれかの陳述に対する意見、又は同項が対象とする事項についての意見。
 - d. 全当事者に別段の合意がない限り、仲裁合意で仲裁人を3名と定めている場合には仲裁人1名の指名、又は仲裁合意で単独仲裁人を定めている場合には、申立人の単独仲裁人に関する提案に対する意見、もしくは反対提案。及び
 - e. あらゆる反対請求に関する本規則における必要な申立手数料の支払い。
- 4.2 答弁書には、第20.3項及び20.4項に定める抗弁主張書面(Statement of Defence)、及び反対請求主張書面(Statement of Counterclaim)も含めることができる。
- 4.3 被申立人は、答弁書を書記官に提出すると同時に答弁書の写しを申立

人に送付し、当該送付方法と送付日を特定して送付した旨を書記官に通知するものとする。

5 簡易手続

5.1 仲裁廷が構成される前に、当事者は、以下のいずれかの基準を満たす場合には、仲裁手続が本項に基づく簡易手続に従って行われるようになるための申立書を書記官に提出することができる。

- a. 紛争中の金額が、請求額、反対請求額及び一切の相殺抗弁額の総額として6,000,000シンガポールドル相当を超えない場合。
- b. 全当事者がその旨合意した場合。又は
- c. 例外的に緊急な事案の場合。

仲裁手続が第5.1項に基づく簡易手続に従って行われるように申し立てた当事者は、手続が簡易手続に従って行われるように書記官に申立書を提出すると同時に、申立書の写しを他方当事者に送付し、当該送付方法と送付日を特定して送付した旨を書記官に通知する。

5.2 当事者が第5.1項に基づいて書記官に申立書を提出した場合で、裁判所長が全当事者の意見を検討し、事案の状況を考慮した後、仲裁手続は簡易手続に従って行われるべきであると決定した場合には、以下の手続が適用される。

- a. 書記官は本規則に基づくいずれの期限も短縮することができる。
- b. 裁判所長が別段の決定をしない限り、事案は単独仲裁人に付託される。
- c. 仲裁廷は全当事者と協議の上で当該紛争が書証のみを根拠として判断されることになるか否か、又は、審問があらゆる口頭の議論だけでなくあらゆる証人及び専門家証人の尋問のために要求されるか否かを決定することができる。
- d. 終局的仲裁判断は、例外的に書記官がかかる終局的仲裁判断を下すための期間を延長しない限り、仲裁廷構成の日から6カ月以内に決定される。及び

- e. 仲裁廷は、終局的仲裁判断に判断の理由が与えられない旨に全当事者が合意している場合を除き、簡潔な形式を用いて終局的仲裁判断の判断の理由を述べることができる。
- 5.3 本規則に基づく仲裁に合意することにより、全当事者は、仲裁手続が第5項に基づく簡易手続に従って行われる場合、第5.2項に規定された規則及び手続は、仲裁合意が反対の定めを含む場合でも適用されることに合意することとなる。
- 5.4 当事者による申請により、及び、全当事者に意見を述べる機会を与えた後に、仲裁廷は、その後に入手される可能性のあるあらゆる詳細情報報を考慮して、書記官と協議の上で、仲裁手続がこれ以上簡易手続に従って行われないよう命令することができる。仲裁廷が第5.4項に基づく申請を許可することを決定した場合、仲裁は、簡易手続に従って仲裁を行うために構成されたのと同一の仲裁廷により、引き続き行われるものとする。

6 複数の契約

- 6.1 1つ以上の契約から生じ、又は1つ以上の契約に関連する紛争が存在する場合、申立人は以下の事項を行うことができる
- a. 行使される各仲裁合意ごとに1通の仲裁通知を提出し、同時に第8.1項に従って仲裁を併合する申立書を提出する。
 - b. 行使される全ての仲裁合意に対して1通の仲裁通知を提出する。かかる仲裁通知には、行使される各契約及び仲裁合意を特定する陳述と第8.1項に基づいた適用される基準をいかに満たすかについての記述を含むものとする。申立人は、行使される各仲裁合意ごとに1件の、複数の仲裁を開始したとみなされ、第6.1(b)項に基づく仲裁通知はかかる全ての仲裁を第8.1項に従って併合する申立てとみなされるものとする。
- 6.2 申立人が第6.1(a)項に従って2通以上の仲裁通知を提出した場合、書記官は併合が求められている全ての仲裁について、本規則における単一の申立手数料の支払いを受け入れるものとする。但し、仲裁裁判所が併合の申立てを全体的又は部分的に却下した場合、申立人は併合されていない各仲裁について本規則における必要な申立手数料の支払いを行わなければならない。

6.3 申立人が第6.1(b)項に従って1通の仲裁通知を提出した場合で仲裁裁判所が全体的又は部分的に併合の申立てを却下した場合、申立人は、併合されていない各仲裁について仲裁通知を提出し、また申立人は併合されていない各仲裁について本規則における必要な申立手数料の支払いを行わなければならない。

7 追加当事者の参加

7.1 仲裁廷が構成される前に、仲裁の当事者又は非当事者は、以下のいずれかの基準を満たす場合には、本規則に基づいて係属している仲裁に、単数又は複数の追加当事者を申立人又は被申立人として参加させるための申立書を書記官に提出することができる。

- a. 参加予定の追加当事者が仲裁合意に拘束されることが疎明されていること。又は
- b. 参加予定の追加当事者を含む全当事者が当該追加当事者の参加に同意していること。

7.2 第7.1項に基づく参加申立書は以下の内容を含むものとする。

- a. 係属中の仲裁の事案整理番号。
- b. 参加予定の追加当事者を含む全当事者及びもしいればその代理人、及び係属中の仲裁において指名又は選任された仲裁人の分かる限りの氏名、住所、電話番号、ファックス番号、及び電子メールアドレス。
- c. 追加当事者が申立人又は被申立人のいずれとして参加予定か
- d. 第3.1(c)項及び第3.1(d)項指定の情報。
- e. 申立てが第7.1(b)項に基づいてなされた場合、関連する契約の特定、及び、可能であれば、かかる契約書の写し。及び
- f. 申立てを支える事実及び法的根拠の簡潔な記述。

参加の申立ては、本第7.2項の要件を全て満たしたとき又は書記官がかかる要件を実質的に満たしていると判断したときに正式なものとみな

される。SIACは、参加の申立てが正式なものであるときに、参加予定の追加当事者を含めた全当事者に通知するものとする。

- 7.3 第7.1項に基づく参加の当事者又は非当事者は、参加の申立書を書記官に提出すると同時に、申立書の写しを参加予定の追加当事者を含む全当事者に送付し、当該送付方法と送付日を特定して送付した旨を書記官に通知するものとする。
- 7.4 仲裁裁判所は、参加予定の追加当事者を含む全当事者の意見を検討し、事案の状況を考慮した後、第7.1項に基づく参加の申立てを、全体的又は部分的に許可するか否かを決定する。本第7.4項に基づき参加の申立てを許可する仲裁裁判所の決定は、仲裁廷がかかる決定から生じる管轄についてのあらゆる争点をその後決定する権限に影響を与えない。本第7.4項に基づき参加の申立てを全体的に又は部分的に却下する仲裁裁判所の決定は、第7.8項に従い仲裁廷に参加を申し立てるいずれの当事者又は非当事者の権利にも影響を与えない。
- 7.5 第7.4項に基づいて参加の申立てが許可された場合、完成した参加申立書の受領の日が追加当事者にとっての仲裁開始日とみなされる。
- 7.6 第7.4項に基づいて参加の申立てが許可された場合、仲裁裁判所は、参加に関する決定の前に選任したいかなる仲裁人の選任をも取り消すことができる。参加した追加当事者を含む全当事者に別段の合意がない場合、第9項から第12項までは状況に応じて適切に適用され、それぞれの期間は第7.4項に基づく仲裁裁判所の決定を受領した日から起算されるものとする。
- 7.7 第7.6項に基づく仲裁人の選任を取り消す仲裁裁判所の決定は、当該仲裁人の選任が取り消される前に当該仲裁人が行った行為又は下した命令若しくは仲裁判断の有効性に影響を与えない。
- 7.8 仲裁廷が構成された後に、仲裁の当事者又は非当事者は、以下のいずれかの基準を満たす場合には、仲裁廷に対し、本規則に基づいて係属している仲裁に、単数又は複数の追加当事者を申立人又は被申立人として参加させる旨の申立てをすることができる。
- 参加予定の追加当事者が仲裁合意に拘束されることが疎明されていること。又は
 - 参加予定の追加当事者を含む全当事者が当該追加当事者の参加

に同意していること。

適切な場合には、第7.8項に基づく仲裁廷への申立書は、書記官に提出することができる。

- 7.9 仲裁廷の特定の指示に従い、第7.2項の規定は第7.8項に基づく参加の申立てにも準用される。
- 7.10 仲裁廷は、参加予定の追加当事者を含む全当事者に意見を述べる機会を与えるか、かつ、事案の状況を考慮した後に、第7.8項に基づく参加の申立てを、全体的又は部分的に許可するか否かを決定する。本第7.10項に基づき参加の申立てを許可する仲裁廷の決定は、仲裁廷がかかる決定から生じる管轄についてのあらゆる争点をその後決定する権限に影響を与えない。
- 7.11 第7.10項に基づいて参加の申立てが許可された場合、仲裁廷又は（場合に応じて）書記官が正式な参加申立書を受領した日が追加当事者にとっての仲裁開始日とみなされる。
- 7.12 参加の申立てが第7.4項又は第7.10項に基づいて許可された場合、仲裁人を指名せず又はその他の方法にて仲裁廷の構成に参加しなかった当事者は、仲裁人を指名し又はその他の方法にて仲裁廷の構成に参加する権利を放棄したものとみなされる。このことは第14項に従って仲裁人の忌避を申し立てる当該当事者の権利を損なわない。
- 7.13 参加の申立てが第7.4項又は第7.10項に基づいて許可された場合、あらゆる追加請求又は反対請求について本規則による必要な申立手数料を支払うものとする。

8 併合

- 8.1 併合が求められている複数の仲裁のうちのいずれかの仲裁廷が構成される前に、当事者は、併合される仲裁が以下の基準のいずれかを満たす場合、本規則に基づき係属中の2件以上の仲裁を单一の仲裁に併合するための申立書を書記官に提出することができる。
- 全当事者が併合に同意したこと。
 - 仲裁における全ての主張が同一の仲裁合意に基づいてなされてい

ること。又は

- c. 複数の仲裁合意が両立しうること、かつ：(i)複数の紛争が同一の法律関係から生じていること；(ii)主たる契約及びその付随的な契約から構成される契約から紛争が生じていること；又は(iii)紛争が同一の取引又は同一の一連の取引から生じていること。
- 8.2 第8.1項に基づく併合の申立て書は以下の内容を含むものとする。
- a. 併合が求められている複数の仲裁の事案整理番号。
 - b. 全当事者及びもしいればその代理人、及び併合が求められている仲裁において指名又は選任された仲裁人の分かる限りの氏名、住所、電話番号、ファックス番号、及び電子メールアドレス。
 - c. 第3.1(c)項及び第3.1(d)項指定の情報。
 - d. 申立てが第8.1(a)項に基づいてなされた場合、関連する契約の特定、及び、可能であれば、かかる契約書の写し。及び
 - e. 申立てを支える事実及び法的根拠の簡潔な記述。
- 8.3 第8.1項に基づく併合を申し立てている当事者は、併合の申立て書を書記官に提出すると同時に、申立て書の写しを全当事者に送付し、当該送付方法と送付日を特定して送付した旨を書記官に通知する。
- 8.4 仲裁裁判所は、全当事者の意見を検討し、事案の状況を考慮した後、第8.1項に基づく併合の申立てを、全体的又は部分的に許可するか否かを決定する。本第8.4項に基づき併合の申立てを許可する仲裁裁判所の決定は、仲裁廷がかかる決定から生じる管轄についてのあらゆる争点をその後決定する権限に影響を与えない。本第8.4項に基づき併合の申立てを全体的に又は部分的に却下する仲裁裁判所の決定は、第8.7項に従った併合を仲裁廷に申立てるいずれの当事者の権利にも影響を与えない。併合されない仲裁はいずれも本規則に基づき個別の仲裁として継続する。
- 8.5 仲裁裁判所が第8.4項に基づいて2件以上の仲裁を併合することを決定した場合、全当事者に別段の合意がない限り、又は、仲裁裁判所が事案の状況を考慮して別段の決定をしない限り、当該複数の仲裁は書記官が最初に開始したとみなす単独の仲裁に併合される。

- 8.6 第8.4項に基づいて併合の申立てが許可された場合、仲裁裁判所は、併合に関する決定の前に選任したいかなる仲裁人の選任をも取り消すことができる。全当事者に別段の合意がない場合、第9項から第12項までは状況に応じて適切に適用され、それぞれの期間は第8.4項に基づく仲裁裁判所の決定を受領した日から起算されるものとする。
- 8.7 併合が求められている複数の仲裁のうちのいずれかの仲裁廷の構成後、当事者は、併合される仲裁が以下のいずれかの基準を満たす場合には、仲裁廷に対し、本規則に基づき係属中の2件以上の仲裁を単一の仲裁に併合するための申立てをすることができる。
- 全当事者が併合に同意したこと。
 - 仲裁における全ての主張が同一の仲裁合意に基づいてなされていること、かつ同一の仲裁廷が各仲裁において構成されてきたこと又はその他の仲裁では仲裁廷は構成されていないこと。又は
 - 複数の仲裁合意が相互に両立しうること、かつ同一の仲裁廷が各仲裁において構成されてきたこと又はその他の仲裁（複数の場合を含む）では仲裁廷は構成されなかったこと、かつ：(i) 複数の紛争が同一の法律関係から生じていること；(ii) 主たる契約及びその付随的な契約から構成される契約から紛争が生じていること；又は(iii) 紛争が同一の取引又は同一の一連の取引から生じていること。
- 8.8 仲裁廷による特定の指示に従い、第8.2項の規定は第8.7項に基づく併合の申立てにも準用される。
- 8.9 仲裁裁判所は、全当事者に意見を述べる機会を与え、かつ、事案の状況を考慮した後、第8.7項に基づく併合の申立てを、全体的又は部分的に許可するか否かを決定する。本第8.9項に基づき併合の申立てを許可する仲裁裁判所の決定は、仲裁廷がかかる決定から生じる管轄についてのあらゆる争点をその後決定する権限に影響を与えない。併合されない仲裁はいずれも本規則に基づき個別の仲裁として継続する。
- 8.10 第8.9項に基づいて併合の申立てが許可された場合、仲裁裁判所は、併合に関する決定の前に選任したいかなる仲裁人の選任をも取り消すことができる。
- 8.11 第8.6項又は第8.10項に基づく仲裁人の選任を取り消す仲裁裁判所の

決定は、当該仲裁人の選任が取り消される前に当該仲裁人が行った行為又は下した命令若しくは仲裁判断の有効性に影響を与えない。

- 8.12 併合の申立てが第8.4項又は第8.9項に基づいて許可された場合、仲裁人を指名せず又はその他の方法にて仲裁廷の構成に参加しなかった当事者は、仲裁人を指名し又はその他の方法にて仲裁廷の構成に参加する権利を放棄したものとみなされる。このことは第14項に従って仲裁人の忌避を申し立てる当該当事者の権利を損なわない。

9 仲裁人の人数及び選任

- 9.1 全当事者に別段の合意がある場合でない限り、又は全当事者による提案を適正に考慮した上で、紛争の複雑性、その金額、又はその他関連する状況に基づき、当該紛争は3名の仲裁人の選任を要すると書記官が思料する場合でない限り、本規則に基づくいかなる仲裁でも単独仲裁人が選任される。
- 9.2 単独もしくは複数の当事者により、又は既に選任されている仲裁人を含む第三者により仲裁人が選任されることに全当事者が合意していた場合には、かかる合意は本規則に基づく仲裁人指名の合意とみなされる。
- 9.3 いかなる場合においても、全当事者により又は既に選任されている仲裁人を含む第三者により指名された仲裁人は、裁判所長の裁量で選任されるものとする。
- 9.4 裁判所長は可及的速やかに仲裁人を選任する。本規則に基づく仲裁人の選任について裁判所長が行つたいかなる決定も終局的であり、不服申立ての対象とならない。
- 9.5 裁判所長は、当事者によって既に選任を示唆又は提案されていた候補者を選任することができる。
- 9.6 各仲裁人の選任の条件は、その時点で有効である本規則及びあらゆる実務便覧に従って、又は全当事者の合意に従って書記官によって定められる。

10 単独仲裁人

- 10.1 単独仲裁人が選任される場合、いずれの当事者も他方当事者に対して

単独仲裁人として務めることとなる1名又はそれ以上の者の名前を提案することができる。全当事者が単独仲裁人の指名について合意している場合には、第9.3項が適用される。

- 10.2 仲裁の開始日、又は全当事者が別途同意したか、もしくは書記官が設定した期間から21日以内に、全当事者が単独仲裁人の指名について合意に達していない場合、又は時期を問わずいずれかの当事者が要請する場合には、裁判所長が単独仲裁人を選任する。

11 3名の仲裁人

- 11.1 3名の仲裁人が選任される場合、各当事者が1名の仲裁人を指名する。
- 11.2 当事者が、他の当事者の仲裁人指名を受領した後14日以内に、又は全当事者が別途同意したもしくは書記官が設定した期間内に、仲裁人の指名を1名も行わない場合には、裁判所長がその当事者に代わって1名の仲裁人の選任を進めるものとする。
- 11.3 全当事者が3人目の仲裁人の選任について別段の手続に合意していない場合、又は全当事者が合意したもしくは書記官が設定した期間内に合意した手続きによって指名に至らなかった場合には、裁判所長が、議長仲裁人となるべき3人目の仲裁人を選任する。

12 多数当事者による仲裁人の選任

- 12.1 仲裁において2名以上の当事者が存在する場合で、かつ単独仲裁人が選任されるときには、全当事者が共同で単独仲裁人を指名することに合意することができる。仲裁の開始日から28日以内に、又は全当事者が別途同意したもしくは書記官が設定した期間内に、かかる共同の指名がなされなかつた場合には、裁判所長が単独仲裁人を選任する。
- 12.2 仲裁において2名以上の当事者が存在する場合で、かつ3名の仲裁人が選任されるときには、申立人が共同で1名の仲裁人を指名し、被申立人が共同で1名の仲裁人を指名する。議長仲裁人となるべき3人目の仲裁人は、第11.3項に従って選任されるものとする。仲裁の開始日から28日以内に、又は全当事者が別途同意したもしくは書記官が設定した期間内に、かかる共同の指名がなされなかつた場合には、裁判所長が3名全員の仲裁人を選任し、そのうち1名を議長仲裁人として指定するものとする。

13 仲裁人の資格

- 13.1 当事者に選任されるか否かを問わず、本規則に基づき仲裁において選任されたいかなる仲裁人も、常に独立かつ不偏であり、かつそうあり続けなければならない。
- 13.2 本規則に基づいて仲裁人の選任を行う場合、裁判所長は全当事者の合意によって仲裁人に求められるあらゆる資格に配慮し、また仲裁人の不偏性又は独立性に関する考慮事項に配慮しなければならない。
- 13.3 裁判所長は、仲裁人が、仲裁の性質を踏まえた上で適切な、迅速かつ効率的な方法で、事案を決定できる十分な利用可能性を有するか否かについても考慮しなければならない。
- 13.4 指名された仲裁人は、自己の不偏性又は独立性に正当な理由ある疑義を生じるおそれのあるいかなる事情についても、合理的範囲内で可及的速やかに、かついかなる場合でも選任前に、全当事者及び書記官に開示するものとする。
- 13.5 仲裁人は、仲裁期間中に発見され又は発生するおそれのある、自己の不偏性又は独立性に正当な理由ある疑義を生じるおそれのあるいかなる事情についても、全当事者、他の仲裁人及び書記官に速やかに開示するものとする。
- 13.6 当事者又は当事者を代理するいかなる者も、仲裁人又は当事者が指名する仲裁人候補者と当該事案に関して一方的な連絡をとってはならない。但し、論争の一般的性質と予想される手続を候補者に知らせるため、又は候補者の資格、利用可能性もしくは全当事者との独立性に関して協議するため、あるいは議長仲裁人の選出において全当事者又は当事者が指名する仲裁人がその選任に参加する場合に、その選出のための候補者の適格性を協議するためである場合はこの限りでない。当事者又は当事者を代理するいかなる者も、当該事案に関して議長仲裁人の候補者と一方的な連絡をとってはならない。

14 仲裁人の忌避

- 14.1 仲裁人の不偏性又は独立性について正当な理由ある疑義を生じる事情が存在する場合、又は全当事者が合意したいずれかの必要な資格を仲裁人が有していない場合には、仲裁人は忌避されうる。

- 14.2 当事者は、自らが指名した仲裁人については、選任された後に知得した理由のみによって忌避を申立てることができる。

15 忌避の通知

- 15.1 仲裁人の忌避を意図する当事者は、忌避の対象となる仲裁人の選任通知を受領した後14日以内、又は第14.1項もしくは14.2項に規定される事情を当該当事者が知得しもしくは合理的に知得しうる状態に至った後14日以内に、忌避の通知を第15.2項の要件に従って書記官に提出しなければならない。
- 15.2 忌避の通知は忌避の理由を記載するものとする。忌避の通知を書記官が受領した日が忌避の通知が提出された日とみなされる。仲裁人の忌避をしようとする当事者は、忌避の通知を書記官に提出すると同時に、他方当事者、忌避の対象となる仲裁人、及び仲裁廷のその他の構成員（又は仲裁廷が未だ構成されていない場合には、すでに選任済みの仲裁人）に送付し、当該送付方法と送付日を特定して送付した旨を書記官に通知するものとする。
- 15.3 忌避をしようとする当事者は、適用される報酬に関する付属規程に従って、本規則に基づいて必要な忌避の手数料を支払うものとする。忌避をしようとする当事者が書記官が設定した期限までに忌避の手数料を支払わない場合、当該忌避は取り下げられたものとみなされる。
- 15.4 第15.2項に基づく忌避の通知の受領後、書記官は忌避が解決するまで、仲裁手続の停止を命じることができる。書記官が第15.4項に従って仲裁手続の停止を命じない限り、忌避の対象となった仲裁人は、第16項に従って仲裁裁判所が忌避について決定するまで、当該仲裁に参加し続ける権利を有するものとする。
- 15.5 仲裁人が一方当事者によって忌避された場合、他方当事者は当該忌避に同意することができ、仲裁裁判所は、全当事者が当該忌避に同意した場合は当該仲裁人を解任することができる。また忌避の対象となった仲裁人は自動的に辞任することができる。いずれの場合も、忌避理由の正当性を認めることを意味しない。
- 15.6 仲裁人が第15.5項に従って解任され又は辞任した場合、代替の仲裁人が、交代となる仲裁人の指名及び選任に適用される手続に従って選任されるものとする。たとえ忌避対象の仲裁人の選任手続中に一方当事

者が自己の指名権を行使しなかったとしても本手続は適用される。当該規則に定める代替仲裁人の指名及び選任に適用される期限は、他方当事者の忌避への同意を受領した日、又は忌避された仲裁人が辞任した日から開始する。

16 忌避の決定

- 16.1 第15項に基づく忌避の通知を受領してから7日以内に他方当事者が忌避に同意せず、かつ忌避の対象となっている仲裁人が自主的に辞任しない場合には、仲裁裁判所がその忌避について決定する。仲裁裁判所は、全当事者、忌避対象の仲裁人、及び仲裁廷のその他の構成員（又は仲裁廷が未だ構成されていない場合には、すでに選任済みの仲裁人）から忌避に関する意見を要求し、かかる意見を表明するスケジュールを設定することができる。
- 16.2 仲裁裁判所が仲裁人に対する忌避を許可した場合には、仲裁裁判所は仲裁人を解任するものとし、代替の仲裁人が、交代となる仲裁人の指名及び選任に適用される手続に従って選任されるものとする。代替仲裁人の指名及び選任に適用される期限は、書記官が仲裁裁判所の判断を全当事者に通知した日から開始する。
- 16.3 仲裁裁判所が仲裁人に対する忌避を却下した場合、忌避の対象となつた仲裁人は引き続き仲裁を行うものとする。
- 16.4 第16項に基づく仲裁人に対するあらゆる忌避についての仲裁裁判所の決定は、全当事者に別段の合意がない限り書記官によって理由が付され、かつ全当事者に交付されるものとする。仲裁裁判所によるあらゆる忌避についてのあらゆる決定は、終局的であり、不服申立ての対象とならない。

17 仲裁人の交代

- 17.1 本規則に別段の定めがない限り、仲裁手続の過程における仲裁人の死亡、辞職、辞任又は解任の場合には、交代となる仲裁人の指名及び選任に適用された手續に従って代替の仲裁人が選任される。
- 17.2 仲裁人が本規則に従って又は規定された期限内に、その職務を遂行もしくは履行することを拒否し、又は遂行もしくは履行しない場合、又は

仲裁人がその職務を遂行もしくは履行することが法律上もしくは事実上不可能な場合には、第14項から16項及び17.1項に定める仲裁人の忌避及び交代の手続が適用される。

- 17.3 裁判所長は、本規則に従って又は規定された期限内に、その職務を遂行もしくは履行することを拒否し、又は遂行もしくは履行しない場合、仲裁人がその職務を遂行もしくは履行することが法律上もしくは事実上不可能な場合、又は、当該仲裁人が相当な注意をもって、かつ／もしくは紛争の公正、迅速、経済的かつ終局的な解決を確保する方法で、仲裁を遂行しないもしくは仲裁に参加しない場合には、自ら主導してかつその裁量をもって同人を解任することができる。裁判所長は、本規程に基づく仲裁人の解任前に、全当事者、及び解任される仲裁人（又は仲裁廷が未だ構成されていない場合には、すでに選任済みの仲裁人）を含む仲裁廷の構成員と協議するものとする。

18 仲裁人交代の場合の再審問

単独仲裁人又は議長仲裁人が第15項から第17項の手続に従って交代となる場合には、全当事者に別段の合意がなければ、従前に開催されたいかなる審問も繰り返されるものとする。その他の仲裁人が交代となる場合には、全当事者と協議した上で仲裁廷の裁量で従前に開催されたいかなる審問も繰り返すことができる。仲裁廷が暫定的又は部分的仲裁判断を下していた場合は、当該仲裁判断にのみ関連するいかなる審問も繰り返されなければならない、当該仲裁判断は有効に存続する。

19 手続の遂行

- 19.1 仲裁廷は、全当事者と協議の上、紛争の公正、迅速、経済的かつ終局的な解決を確保するために適切と考える方法で仲裁を遂行する。
- 19.2 仲裁廷は、全ての証拠の関連性、重要性及び証拠能力を決定する。仲裁廷は、かかる決定を下すために、適用されるいかなる法律の証拠規則をも適用することを要求されない。
- 19.3 仲裁廷が構成された後可及的速やかに、仲裁廷は当該事案にとって最も適切かつ効率的な手続を議論するため、直接又はその他の方法で全当事者と事前準備会議を行う。

- 19.4 仲裁廷は、その裁量によって手続の順序を指示し、手続を分離し、重複もしくは関連性のない証言又はその他の証拠を除外することができ、また当該事案の全部又は一部の処分の決定を左右する問題に主張を集中するように全当事者に指示することができる。
- 19.5 全当事者に別段の合意がない限り、議長仲裁人は手続に関する決定を単独で行うことができるが、当該決定は仲裁廷による変更に従う。
- 19.6 一方当事者から仲裁廷及び／又は書記官に提供された全ての主張書面、又はその他の情報は、他方当事者に対しても同時に連絡されなければならない。
- 19.7 裁判所長は、仲裁手続のいかなる段階においても、当該事案にとって最も適切かつ効率的な手続を議論するため、会議を開催することを全当事者及び仲裁廷に要請することができる。かかる会合は面接又はその他の方法で遂行することができる。

20 当事者による提出

- 20.1 仲裁廷が別段の決定をしない限り、主張書面の提出は本項に定めるところに進められる。
- 20.2 第3.2項に従って既に提出していない場合には、仲裁廷が定める期間内に、申立人は以下を詳述した請求主張書面を被申立人及び仲裁廷に送付する。
- 請求を支える事実の主張。
 - 請求を支える法的根拠又は法的主張。及び
 - 請求する救済方法と算定可能なすべての請求金額。
- 20.3 第4.2項に従って既に提出していない場合には、仲裁廷により決定される期間内に、被申立人は以下を詳述した抗弁主張書面を申立人及び仲裁廷に送付する。
- 請求主張書面に対する抗弁を支える事実の主張。
 - 抗弁を支える法的根拠又は法的主張。及び

- c. 請求する救済方法。
- 20.4 反対請求主張書面が提出された場合、仲裁廷により決定される期間内に、申立人は以下を詳述した反対請求に対する抗弁主張書面を被申立人及び仲裁廷に送付する。
- 反対請求主張書面に対する抗弁を支える事実の主張。
 - 抗弁を支える法的根拠又は法的主張。及び
 - 請求する救済方法。
- 20.5 当事者は自己の請求、反対請求又はその他の提出書面を変更することができるが、変更を行うことによる遅延、他方当事者への不利な影響、またその他事由に鑑み、その変更を認めるることは不適切であると仲裁廷が判断する場合はこの限りでない。但し、請求又は反対請求は、変更後の請求又は反対請求が、仲裁合意の範囲外となるような方法でこれを変更することはできない。
- 20.6 仲裁廷は、いずれの追加書面の提出が当事者から必要か又は当事者による提示を認めるかを決定する。仲裁廷はかかる提出を連絡するための期間を定める。
- 20.7 本項で言及する一切の提出物には、いずれの当事者からも以前に提出されていないあらゆる証拠書類の写しを添付する。
- 20.8 申立人が規定された期間内に請求主張書面を提出しなかった場合には、仲裁廷は仲裁手続の終了命令、又はその他状況に応じて適切な指示を下すことができる。
- 20.9 被申立人が抗弁主張書面を提出しなかった場合、又はいずれかの時点でいずれかの当事者が仲裁廷の指示する方法で自らの主張を提示する機会を利用しなかった場合にも、仲裁廷は仲裁手続を継続することができる。

21 仲裁地

- 21.1 全当事者は仲裁地について合意することができる。かかる合意がない場合、仲裁地は、当該事案についてのあらゆる状況に鑑みて、仲裁廷

が決定する。

- 21.2 仲裁廷は、便宜又は適切と考えるいずれの方法でも、また便宜又は適切と考えるいかなる場所においても、審問及び会議を開催することができる。

22 仲裁の言語

- 22.1 全当事者に別段の合意がない場合には、仲裁廷が仲裁で使用する言語を決定する。
- 22.2 一方当事者が仲裁の言語以外の言語(複数の場合を含む)で記載された書面を提出する場合には、仲裁廷、又は仲裁廷が構成されていないときには書記官が、仲裁廷又は書記官により決定される形式で翻訳を提出するように当事者に命じることができる。

23 当事者の代理人

- 23.1 いずれの当事者も弁護士又はその他の権限ある代理人により代理されることができる。書記官及び／又は仲裁廷は、当事者のいかなる代理人の権限の証明も要求することができる。
- 23.2 仲裁廷が構成された後に、一方当事者が代理人に対して何らかの変更又は追加を行った場合、当該当事者は、他方当事者、仲裁廷及び書記官に対して、書面により速やかに連絡するものとする。

24 審問

- 24.1 全当事者が書面のみによる仲裁に同意しているか、又は本規則に別段の定めがない限り、いずれかの当事者が要請するか、又は仲裁廷が決定すれば、管轄権に関するあらゆる争点を含む、当該紛争の本案についての証拠の提出のため、及び／又は口頭での主張のために、仲裁廷は審問を開催するものとする。
- 24.2 仲裁廷は、全当事者と協議した後、あらゆる会議又は審問の日時及び場所を設定し、全当事者に合理的な通知を行う。
- 24.3 いずれかの当事者が欠席の十分な理由を示すことなく会議又は審問に

欠席した場合であっても、仲裁廷は仲裁を継続し、仲裁廷に既に提出のある主張及び証拠に基づいた仲裁判断を行うことができる。.

- 24.4 全当事者に別段の合意がない場合には、会議及び審問はすべて非公開とし、仲裁手続との関連で使用された一切の記録、速記録又は書面は秘密のままとする。

25 証人

- 25.1 審問の前に、仲裁廷は、全当事者が出廷させる意思のある専門家証人を含む証人について、同人らの身元、証言の対象となる事項、及び争点との関連を通知するよう全当事者に要求することができる。
- 25.2 仲裁廷は、あらゆる審問において口頭証拠を提出する証人の出廷を許可、却下又は制限することができる。
- 25.3 口頭証拠を提出する証人は、各当事者、その代理人及び仲裁廷により、仲裁廷が決定しうる方法で尋問されうる。
- 25.4 仲裁廷は、署名付の主張書面、宣誓供述書、又はその他の記録形式のいずれかによる書面の形式で、証人の証言を提出するように命じることができる。第25.2項を条件として、いずれの当事者も当該証人に口頭尋問への出席を要求することができる。証人が口頭尋問へ出席しなかった場合、仲裁廷は、自らが適切と考える判断に従い書面による証言を評価するか、かかる書面による証言を無視又は一切除外することができる。
- 25.5 いずれかの当事者又はその代理人は、証人又は証人となる可能性のある者(当該当事者が出廷させる場合もある)に、口頭証拠の提出を予定する審問に出頭する前に面会することが認められる。

26 仲裁廷が選任した専門家

- 26.1 全当事者に別段の合意がない場合には、仲裁廷は、
- 全当事者と協議の上、特定の争点についての報告を行う専門家を選任することができる。及び
 - 当事者に対して、第26.1(a)項に基づいて選任されたあらゆる専門

家への関連情報の提供、又はあらゆる関連書類、物品もしくは財の提示又は閲覧を可能とするように要求することができる。

- 26.2 第26.1(a)項に基づいて選任された専門家は、報告を書面で仲裁廷に提出するものとする。かかる報告書を受領した後、仲裁廷は報告書の写しを全当事者に送付し、報告書についての書面による意見の提出を全当事者に求めるものとする。
- 26.3 全当事者に別段の合意がない場合で、仲裁廷が必要性を認めた場合又はいずれかの当事者の要請がある場合には、第26.1(a)項に基づいて選任された専門家は報告書を差し出した後、審問に参加しなければならない。審問では、全当事者は同人を尋問する機会を有するものとする。

27 仲裁廷の付加的権限

全当事者に別段の合意がない場合、本規則にて特定されたその他の権限に加え、仲裁に適用される強行法規により禁じられるものを除き、仲裁廷は以下の権限を有するものとする。

- a. 準拠法に従って、契約の修正又は訂正を命じる権限。
- b. 本規則に定める場合を除き、本規則もしくはその指示によって規定される期限を延長又は短縮する権限。
- c. 仲裁廷が必要又は便宜と思料する照会を行う権限。
- d. 当事者に対して、当事者が所有又は支配する所有物もしくは物品を閲覧のために提供することを命じる権限。
- e. 紛争の目的事項であるもしくはその一部を構成する所有物又は物品の保存、保管、売却あるいは処分を命じる権限。
- f. 当事者に対して、仲裁廷が当該事案に関連があり、かつその結論に重大な影響を及ぼすと考える一切の書類で、当事者が所持するか、又はその支配下にあるものを仲裁廷及び他方当事者に閲覧のために提出し、かつその写しの供与を命じる権限。
- g. 仲裁費用に対する未払いの保証金の返金についての命令又は仲裁裁判

断を下す権限。

- h. 当事者又は個人に対して、宣誓供述書又はその他の形式で証拠を提示するように指示する権限。
- i. 当事者に対して、仲裁で決定される可能性のある仲裁判断が、当事者又はその他の者による資産の浪費によって実効性がなくなることを確保すべく当事者に措置をとり又はとらないよう指示する権限。
- j. 当事者に対して、仲裁廷が適切と考えるいずれかの方法で法的費用又はその他経費のための担保提供を命じる権限。
- k. 当事者に対して、仲裁での紛争金額の全部又は一部への担保提供を命じる権限。
- l. 当事者が本規則、あるいは仲裁廷の命令もしくは指示、又は部分的仲裁判断の遵守について、また会議もしくは審問への出席について、懈怠又は拒否するにかかるわらず、仲裁を続行し、かつ仲裁廷がかかる懈怠又は拒否との関係で適切とみなす制裁を科す権限。
- m. 適切であれば、一方当事者による提出書面において明示的であれ又は暗示的であれ提起されていない争点について判断する権限。但し、当該の争点が明確に他方当事者に注意喚起されており、かつ他方当事者に適切な答弁の機会が与えられていた場合に限るものとする。
- n. 仲裁手続に適用される法律を決定する権限。及び
- o. 法的又はその他の秘匿特権の請求について決定する権限。

28 仲裁廷の管轄権

- 28.1 いずれかの当事者が、仲裁合意の存在もしくは有効性について、又は仲裁廷が構成される前に仲裁を管理するSIACの能力について異議を申し立てる場合には、書記官は当該異議を仲裁裁判所に照会するか否かを判断する。書記官が照会を決定した場合には、仲裁裁判所は、仲裁を開始すべきことが疎明されているかどうかを判断する。仲裁裁判所が上記を満たさないと判断した場合、仲裁は終了するものとする。仲裁を開始すべきとする書記官又は仲裁裁判所によるいかなる決定も、仲裁廷のその管轄権について決定を下す権限を損なうものでない。

28.2 仲裁廷は、仲裁合意の存在、有効性又は範囲に対する異議を含め、自らの管轄権について決定を下す権限を有する。契約の一部を構成する仲裁合意は、契約のその他の条件とは独立した合意として扱われるものとする。契約が無効であるとの仲裁廷の決定は、仲裁合意の法律上当然の無効をもたらすものではなく、仲裁廷は契約が不存在又は無効であるとのいかなる主張を理由としても管轄権を失うことはない。

28.3 仲裁廷に対するいかなる異議についても：

- a. 管轄権がないとの異議は、抗弁主張書面又は反対請求に対する抗弁主張書面の以前に提起されなければならない。
- b. 仲裁廷が管轄権の範囲を超えていたとの異議は、仲裁廷の管轄権の範囲を超えると主張される事項が仲裁手続中に生じてから14日以内に提起されなければならない。

第28.3項に基づく期限を過ぎて一方当事者により提起された異議につき、その遅延に正当な理由があると仲裁廷が判断するときには、仲裁廷は当該異議を許可することができる。当事者は自己が仲裁人を指名したか、又は指名に参加したという事実をもって、第28.3項に基づく異議の提起を妨げられることはない。

28.4 仲裁廷は、第28.3項に定める異議について、前提問題として又は本案に関する仲裁判断としてのいずれの形でも決定を下すことができる。

28.5 当事者は、本規則及び適用法が認める範囲において相殺の目的で請求又は抗弁に依拠することができる。

29 請求及び抗弁の早期却下

29.1 当事者は、以下に基づいて請求又は抗弁の早期段階での却下を仲裁廷に申し立てることができる。

- a. 請求又は抗弁が明らかに法的意味を欠くこと
- b. 請求又は抗弁が明らかに仲裁廷の管轄外であること

29.2 29.1項に基づく請求又は抗弁の早期却下は、申立てを支える事実及び法的根拠を詳述して申し立てる。早期却下を申し立てる当事者

は、申立書を仲裁廷に提出すると同時に、申立書の写しを他方当事者に送付し、送当該送付方法と送付日を特定して送付した旨を仲裁廷に通知するものとする。

- 29.3 仲裁廷は、その裁量によって、第29.1項に基づく請求又は抗弁の早期却下の申立ての進行を許可することができる。申立ての進行が許可された場合、仲裁廷は、全当事者に意見を述べる機会を与えた後に、第29.1項に基づいて、早期却下の申立てを全体的又は部分的に許可するか否かを決定する。
- 29.4 申立ての進行が許可された場合、仲裁廷は申立てについて理由を付して（簡易な形式で足りる）命令又は仲裁判断を下すものとする。命令又は仲裁判断は、例外的な状況において書記官が期間を延長しない限り、申立ての日から60日以内に下される。

30 暫定的及び緊急的暫定救済

- 30.1 仲裁廷は、当事者の要請がある場合には、自らが適切とみなす差止もしくはその他の暫定的救済を付与する命令又は仲裁判断を下すことができる。仲裁廷は、暫定的救済を求める当事者に対して、求める救済に関して適切な担保の提供を命令することができる。
- 30.2 仲裁廷構成前に緊急の暫定的救済を望む当事者は、付属規程1に定める手続に従ってかかる救済を申請することができる。
- 30.3 仲裁廷構成前、又はその後の例外的な状況において、当事者が司法当局に対して行った暫定的救済の要求は本規則と抵触するものでない。

31 適用法、友誼的仲裁人、及び衡平かつ善に従って

- 31.1 仲裁廷は、適用可能な当事者が指定した法又は法の規則を紛争の実体に適用させるものとする。全当事者によるかかる指定がない場合には、仲裁廷は自ら適切と決定する法又は法の規則を適用させる。
- 31.2 仲裁廷は、全当事者が明示的に仲裁廷に権限を与えた場合に限って、友誼的仲裁人として又は衡平と善に従って決定するものとする。
- 31.3 いかなる場合においても、契約の条件があれば、これに従って仲裁廷

は決定をし、また適用される商取引慣行を考慮に入れるものとする。

32 仲裁判断

- 32.1 仲裁廷は、全当事者と協議の上、できる限り迅速に、また、全当事者が仲裁判断で決定されるべき事項に関してさらに提出すべき関連性ある重要な証拠、又は提出すべき主張がないことを確認した後に、手続の終結を宣言する。手続を終結させるという仲裁廷の宣言は、全当事者及び書記官に連絡される。
- 32.2 仲裁廷は、仲裁判断が下される前であれば、自ら主導して又は当事者の申請によって手続を再開することができる。手続が再開されるという仲裁廷の決定は、全当事者及び書記官に連絡される。仲裁廷はいかなる再開された手続も第32.1項に従って終結させる。
- 32.3 仲裁判断を下す前に、仲裁廷はかかる仲裁判断を草案の形式で書記官に提出する。書記官が期間を延長していない、又は全当事者に別段の合意がない場合には、仲裁廷は手続の終結を宣言した日から45日以内に仲裁判断の草案を書記官に提出しなければならない。書記官は可及的速やかに仲裁判断の様式について修正を提案することができ、仲裁廷が紛争について決定できる自由に影響を及ぼすことなく、実体的内容についても仲裁廷の注意を喚起することができる。書記官から様式についての承認がなされるまでは、いかなる仲裁判断も仲裁廷によって下されないものとする。
- 32.4 仲裁判断は書面によるものとし、理由が与えられない旨に全当事者が合意している場合を除き、仲裁判断の根拠となる理由を述べるものとする
- 32.5 全当事者に別段の合意がない場合には、仲裁廷は、異なる争点について異なる時点に別個の仲裁判断を下すことができる。
- 32.6 いずれかの仲裁人が、合理的な機会が与えられていたにもかかわらず仲裁判断を下すにあたって協力を怠たる場合には、残りの仲裁人が手続を進めることができる。残りの仲裁人はかかる拒絶又は懈怠について書記官、全当事者及び当該欠席している仲裁人に書面による通知を提供するものとする。仲裁人一名が欠席した状態で仲裁を続行するか否かを決定するにあたり、残りの仲裁人は、とりわけ、仲裁の段階、欠席している仲裁人による参加拒否についての何らかの説明、及び、欠

席している仲裁人がいないまま残りの仲裁人が手続を続行した場合に、仲裁判断の執行可能性に対して与える影響（もしあれば）を考慮できる。残りの仲裁人は、いかなる仲裁判断においても、欠席している仲裁人がいないまま手続を続行する理由を説明しなければならない。

- 32.7 仲裁人が1名以上の場合、仲裁廷は多数決で決定する。多数決で決定できない場合には、議長仲裁人が単独で仲裁廷の仲裁判断を行うものとする。
- 32.8 仲裁判断は書記官に伝達され、書記官は仲裁費用の決済が全て終了した時点で、その認証謄本を全当事者に送信する。
- 32.9 仲裁廷は、仲裁廷が適切と判断するいかなる期間についても、仲裁の対象となっているいかなる金額についても、全当事者が同意した利率、又はかかる同意がない場合には仲裁廷が適切と判断する利率で、単利又は複利の利息を付す決定を下すことができる。
- 32.10 和解の場合で、かつ、全当事者が要求した場合、仲裁廷は、その和解を記録した同意に基づく仲裁判断を下すことができる。当事者が同意に基づく仲裁判断を要求しない場合には、全当事者は和解に達したことを書記官と確認する。それに引き続き、仲裁費用の決済が全て終了した時点で、仲裁廷の職務は終了し、仲裁は終結する。
- 32.11 第33項及び付属規程1を条件として、本規則に基づく仲裁に合意することにより、全当事者はいかなる仲裁判断も終局的であり、かつ仲裁判断がなされた日から全当事者を拘束することに同意し、仲裁判断を直ちに遅滞なく履行することを約束する。また全当事者は、いかなる国の裁判所又は司法当局に対して形式の如何を問わず、かかる仲裁判断について、不服申立て、審査又は請求を行う権利につき、権利放棄が効果に行われ得る限りにおいて撤回不能でこれを放棄する。
- 32.12 SIACは、全当事者及び仲裁廷の同意に基づき、いかなる仲裁判断も当事者の名前及び当事者を特定できる情報を編集してこれを公表することができる。

33 仲裁判断の訂正、仲裁判断の解釈及び追加的仲裁判断

- 33.1 仲裁判断を受領してから30日以内に、当事者は書記官及び他方当事者に書面による通知をすることで、仲裁判断におけるいかなる計算上の

誤り、いかなる事務的誤りもしくは誤字、又は同様の性質の誤りについても、仲裁廷に訂正を要請することができる。仲裁廷がかかる要請に正当な理由があると考える場合には、仲裁廷は要請を受領した後30日以内に訂正を行うものとする。仲裁判断の原本又は別個のメモランダムにおいてなされたいかなる訂正も、仲裁判断の一部を構成する。

- 33.2 仲裁廷は、第33.1項に定める種類のいかなる誤りも仲裁判断の日から30日以内に自ら主導して訂正することができる。
- 33.3 仲裁判断を受領してから30日以内に、当事者は書記官及び他方当事者に書面による通知をすることで、仲裁で提示されたが仲裁判断で取り扱われていない請求事項について、追加的な仲裁判断を仲裁廷に要請することができる。仲裁廷がかかる要請に正当な理由があると考える場合には、仲裁廷は要請を受領した後45日以内に追加の仲裁判断を行うものとする。
- 33.4 仲裁判断を受領してから30日以内に、当事者は書記官及び他方当事者に書面による通知をすることで、仲裁廷が仲裁判断についての解釈を与えるように要請することができる。仲裁廷がかかる要請に正当な理由があると考える場合には、仲裁廷は要請を受領した後45日以内に書面で解釈を提示するものとする。かかる解釈は、仲裁判断の一部を構成する。
- 33.5 書記官は、必要な場合、仲裁廷が本項に基づいて仲裁判断の訂正、仲裁判断の解釈、及び追加的な仲裁判断をする期限を延長することができる。
- 33.6 第32項の規定は、仲裁判断の訂正、仲裁判断の解釈、及び追加の仲裁判断に関して、必要又は適切な変更が加えられた上で同様に適用される。

34 報酬及び保証金

- 34.1 仲裁廷の報酬及びSIACの報酬は、仲裁開始時に有効な報酬に関する付属規程に従って確定される。全当事者は、仲裁廷の構成前に、仲裁廷の報酬を定める代替的な方法を合意することができる。
- 34.2 34.2 書記官は仲裁費用に対して支払うべき保証金の金額を決定する。書記官が別段の指示をしない場合には、かかる保証金の50%は申立人

によって、残る50%は被申立人によって支払われるものとする。書記官は請求及び反対請求に係る費用について、それぞれ別途の保証金を決定することができる。

- 34.3 34.3 請求又は反対請求の金額が支払期限までに算定できない場合には、書記官により仲裁費用の暫定的な見積もりがなされるものとする。かかる見積もりは、紛争の性質及び事案の状況を根拠にすることができる。この見積りは、以後に入手可能な可能性のある情報に照らして調整できるものとする。
- 34.4 書記官は、仲裁費用に対して、追加の保証金の支払いを当事者に適時指示することができる。
- 34.5 全当事者は共同でかつ個別に（連帯して）仲裁費用について責任を負う。いずれの当事者も、他方当事者がその負担分の支払を怠った場合には、仲裁費用に対する保証金の全部を支払うことができる。
- 34.6 当事者が書記官により指示された保証金の全部又は一部の支払を怠った場合には、
- 全部又は一部につき、仲裁廷はその職務を停止することができ、書記官は、SIACの仲裁の事務管理を停止することができる。及び
 - 書記官は、仲裁廷（構成されている場合）と協議の上で、かつ、全当事者に通知した後に、当該期限の満了をもって関連する請求又は反対請求が取り下げられたものとみなす期限の設定を指示することができる。但し、このみなし取下げは、同一の請求又は反対請求を別の手続で再提出する当事者の権利を損なうものでない。
- 34.7 いかなる場合でも、仲裁費用は手続の終結時に、書記官により終局的に決定されるものとする。請求及び／又は反対請求が算定されない場合、書記官がその裁量によって、第35項の規定のとおり、仲裁費用を最終的に決定するものとする。書記官は、仲裁が終結されたところの手続の段階を含め、当該事案の状況一切を勘案するものとする。決定された仲裁費用が支払われた保証金よりも少ない場合には、全当事者が同意する割合で、又は同意がない場合には保証金が支払われたのと同じ割合で返金がなされる。
- 34.8 全ての仲裁費用に対する保証金はSIACに支払われ、SIACがこれを保持する。保証金に発生しうる利息はSIACが留保する。

34.9 例外的な状況においては、書記官は、SIACの事務管理報酬の一部として、適用される報酬に関する付属規程で規定される報酬に加え、追加の報酬を支払うよう当事者に指示することができる。

35 仲裁費用

35.1 全当事者に別段の合意がない場合には、仲裁廷は、仲裁判断において仲裁費用の総計を特定する。全当事者に別段の合意がない場合には、仲裁廷は仲裁判断において当事者間における仲裁費用の負担割合を決定するものとする。

35.2 「仲裁費用」という用語には以下を含む。

- a. 仲裁廷の報酬及び費用並びに緊急仲裁人の報酬及び費用（該当する場合）。
- b. SIACの事務管理報酬及び費用。及び
- c. 仲裁廷により選任されたあらゆる専門家及び仲裁廷により合理的に要求されたその他のあらゆる支援の費用。

36 仲裁廷の報酬及び費用

36.1 仲裁廷の報酬は、適用される報酬に関する付属規程又は該当する場合は第34.1項に従って全当事者が合意した方法、かつ仲裁が終結したところの手続の段階に従って、書記官により決定されるものとする。例外的な状況においては、書記官は適用される報酬に関する付属規程に定める金額を越える追加の報酬の支払いを決定することができる。

36.2 仲裁廷が必要に応じて発生した合理的な立替費用及びその他の積立金は、適用される実務便覧に従って払い戻されるものとする。

37 当事者の法的費用及びその他経費

仲裁廷は、その仲裁判断において、一方当事者の法的費用又はその他経費の全部もしくは一部につき、他方当事者がこれを支払うように命じる権限を有する。

38 免責

- 38.1 緊急仲裁人を含む全ての仲裁人、事務秘書官及び専門家を含む仲裁廷に選任された全ての者、裁判所長、仲裁裁判所の構成員、及びSIACの全ての取締役、役員、及び従業員は、本規則に従ってSIACにより管理されるいかなる仲裁に関するいかなる過誤、作為又は不作為についても、いかなる者に対しても一切責任を負わない。
- 38.2 裁判所長、仲裁裁判所の構成員、取締役、役員、従業員、又は緊急仲裁人を含む全ての仲裁人を含むSIAC、及び、事務秘書官及び専門家を含む仲裁廷に選任された全ての者は、本規則に従ってSIACにより管理されるいかなる仲裁に関するても、いかなる陳述も行う義務を負わない。当事者は、本規則に従ってSIACにより管理される仲裁に関するいかなる法的手続においても、裁判所長、仲裁裁判所の構成員、SIACの取締役、役員、従業員、又は緊急仲裁人を含むいかなる仲裁人、及び、事務秘書官及び専門家を含む仲裁廷に選任されたいかなる者をも証人とすることを求めてはならない。

39 守秘義務

- 39.1 全当事者に別段の合意がない場合には、当事者、緊急仲裁人を含む全ての仲裁人、及び事務的秘書及び専門家を含む仲裁廷に選任された全ての者は、手続に関する事項の全て及び仲裁判断を常に秘密として扱うものとする。仲裁廷における討議及び審議は秘密とする。
- 39.2 全当事者に別段の合意がない場合には、当事者又は緊急仲裁人を含む全ての仲裁人、及び事務秘書官及び専門家を含む仲裁廷に選任された全ての者は、全当事者の事前の書面による同意なしに、第三者に対していかなる事項も開示してはならない。但し、以下の場合を除くものとする。
- いかなる国の管轄権を有する裁判所に、仲裁判断の強制又は異議を申し立てることを目的とする場合。
 - 管轄権を有する法域の裁判所の命令、又は同裁判所により発令される召喚命令に従う場合。
 - 法的権利もしくは請求を追求又は執行することを目的とする場合。

- d. 開示する当事者を拘束するいかなる国の法の規定又はいかなる規制機関もしくはその他当局の要請又は要求を遵守する場合。
 - e. 一方当事者による他方当事者への適切な通知を伴う申立てにより仲裁廷が行った命令に従う場合。又は
 - f. 本規則第7項又は第8項に基づいた申立てをすることを目的とする場合。
- 39.3 第39.1項における「手続に関する事項」とは、手続の存在、並びに仲裁手続における主張、証拠及びその他の資料、また手続で他方当事者が提出したその他全ての書類、又は手続から発生する仲裁判断を含むが、その他公知である事項を除く。
- 39.4 当事者が本項の規定に違反した場合には、仲裁廷は、制裁もしくは費用についての命令又は仲裁判断を下すことを含め、適切な手段を講じる権限を有する。

40 裁判所長、仲裁裁判所及び書記官による決定

- 40.1 本規則に定める場合を除き、仲裁に関する一切の事項について、裁判所長、仲裁裁判所及び書記官が行う決定は終局的であり、かつ全当事者及び仲裁廷を拘束する。仲裁裁判所が別段の決定をするか、又は、本規則に規定されていない限り、裁判所長、仲裁裁判所及び書記官は、かかる決定の理由を提示することを求められない。全当事者は、仲裁裁判所における討議及び審議を秘密とすることに同意する。
- 40.2 第16.1項及び第28.1項に関する場合を除き、全当事者は、裁判所長、仲裁裁判所及び書記官が行つたいかなる決定についても、いかなる国裁判所又は司法当局に対して不服申立て又は審査を求めるいかなる権利も放棄する。

41 一般条項

- 41.1 本規則の又は手続に適用されるその他の規則の何らかの規定、又は仲裁廷による指示、仲裁廷の構成もしくは手続の遂行に関連した仲裁合意に基づいた何らかの要件を遵守しないことに対する異議を速やかに唱えることなく仲裁を継続する当事者は、その異議申立ての権利を放

棄したものとみなされる。

- 41.2 本規則に明示的に規定されていない一切の事項については、裁判所長、仲裁裁判所、書記官、及び仲裁廷は本規則の趣旨に基づいて行動し、また仲裁の公平、迅速かつ経済的な終結と仲裁判断の執行可能性を確保するために合理的な全ての努力を尽くすものとする。
- 41.3 本規則の英語版と本規則が発行されるその他の言語との間に相違又は不一致が生じた場合には、英語版が優先するものとする。

付属規程 1

緊急仲裁人

1. 緊急の暫定的救済を望む当事者は、仲裁通知の提出と同時又はその後に、但し仲裁廷の構成前に、緊急の暫定的救済の申立書を書記官に提出することができる。当該当事者は、緊急的暫定救済の申立書を提出すると同時に、当該申立書の写しを他の当事者全員に送付する。緊急的暫定救済の申立書は以下の内容を含むものとする。
 - a. 求める救済の性質。
 - b. 当該当事者がかかる救済を求める権利がある理由。及び
 - c. 他の当事者全員に申立書の写しが提供されているとの陳述、又は、提供されていない場合には、他の当事者全員に写しもしくは通知を提供するために誠意をもって講じた措置についての説明。
2. 緊急的暫定救済の申立ては、本付属規程1に従った手続について、返金されない事務管理報酬並びに緊急仲裁人の報酬及び費用に対する本規則に基づく必要な保証金の支払とあわせて行われなければならない。適切な場合には、書記官は、申立てを行っている当事者に要請する保証金の金額を増額することができる。追加の保証金が書記官の設定した期限までに支払われない場合、当該申立ては取り下げられたものとみなされる。
3. 裁判所長がSIACが緊急的暫定救済の申立てを受理すべきであると決定した場合には、書記官が当該申立てと事務管理報酬及び保証金の支払いを受領してから1日以内に、裁判所長は緊急仲裁人の選任を求めなければならない。
4. 全当事者が仲裁地について合意した場合、かかる仲裁地は、緊急的暫定救済の手続地とする。かかる合意がない場合、緊急暫定救済の手続地はシンガポールとする。但し、これは、仲裁廷による第21.1項に基づく仲裁地の決定を損なうものでない。
5. 選任を受け入れる前に、選任される予定の緊急仲裁人は自己の不偏

性、又は独立性に正当な理由のある疑念を生じるおそれのあるいかなる事情についても書記官に開示するものとする。緊急仲裁人の選任についての忌避は、緊急仲裁人の選任、及び開示された事情が書記官から当事者に連絡されてから2日以内に行われなければならない。

6. 緊急仲裁人は、全当事者が別段の同意をしない限り、当該紛争に関して以後に行われる仲裁で仲裁人になることはできない。
7. 緊急仲裁人は、可及的速やかに、但しいかなる場合でも選任から2日以内に、緊急的暫定救済の申立てを検討するための日程を設定するものとする。かかる日程には、全当事者すべてが審問を受ける合理的な機会を設けなければならないが、対面の審問に代えて電話もしくはビデオ会議又は書面の提出による手続を定めることができる。緊急仲裁人は、自らの管轄権について決定を下す権限を含め、仲裁廷の決定を害すことなく、本規則に従って仲裁廷に与えられた権限を有するものとする。
8. 緊急仲裁人は、あらゆる審問、電話もしくはビデオ会議、又は全当事者による書面の提出の間に決定されうる予備的命令を含め、同人が必要とみなすいかなる暫定的救済も命令又は決定する権限を有するものとする。緊急仲裁人はその決定の要約した理由を書面で提示するものとする。緊急仲裁人は、正当な理由に基づき、予備的命令、暫定的命令、又は暫定的仲裁判断を修正するか又は取消しとすることができます。
9. 例外的な状況において書記官が期間を延長しない限り、緊急仲裁人は、その選任の日から14日以内に暫定的命令又は暫定的仲裁判断を下すものとする。その形式について書記官が承認するまでは、いかなる暫定的命令又は暫定的仲裁判断も緊急仲裁人によって下されないものとする。
10. 緊急仲裁人は、仲裁廷が構成された後に行行為する権限は一切ないものとする。仲裁廷は、緊急仲裁人自身の管轄権についての決定を含め、緊急仲裁人が下したいかなる暫定的命令又は暫定的仲裁判断についても、再考、修正又は取消しとすることができます。仲裁廷は、緊急仲裁人が示した理由に拘束されない。緊急仲裁人が下したいかなる暫定的命令又は暫定的仲裁判断も、いかなる場合においても、かかる命令又は仲裁判断から90日以内に仲裁廷が構成されない場合、又は仲裁廷が終局的仲裁判断を下すとき、あるいは請求が取り下げられる場合には拘束力を失うものとする。

11. 緊急仲裁人によるいかなる暫定的命令又は暫定的仲裁判断も、かかる救済を求める当事者が適切な担保を供することを条件にすることができる。
12. 全当事者は、本付属規程1に従った緊急仲裁人による命令又は仲裁判断は、これが下された日から全当事者を拘束することに同意し、暫定的命令又は暫定的仲裁判断を直ちに遅滞なく履行することを約束する。また全当事者は、いかなる国の裁判所又は司法当局に対して形式の如何を問わず、かかる仲裁判断について、不服申立て、審査又は請求を行う権利につき、権利放棄が有効に行われ得る限りにおいて撤回不能でこれを放棄する。
13. 13. 本付属規程1に従った申立てに係る費用は、第一義的に緊急仲裁人により負担を割り当てられうるが、終局的に費用の負担割合を決定する仲裁廷の権限に従う。
14. 本規則は、本付属規程1に従つたいかなる手続についても、かかる手続の緊急性を考慮に入れた上で、適宜に適用される。緊急仲裁人は、本規則を適用するのに適切な方法を決定することができ、当該事項についての同人の決定は終局的であり、不服申立て、審査又は請求の対象とならない。書記官は、第30.2項及び付属規程1に基づき開始された手続に従つてなされた申立てにおいて、本規則に基づくいずれの期限も短縮することができる。

報酬に関する付属規程

(本規程における全ての金額はシンガポールドルにより定められる)

本報酬に関する付属規程は、2016年8月1日をもって発効し、同日以後に開始する全ての仲裁に適用される。

申立手数料* (返金不可)

シンガポール国内の当事者	S\$2,140**
シンガポール国外の当事者	S\$2,000

* 本申立手数料は、SIACにより管理されるすべての仲裁に適用され、かつ各請求又は反対請求に適用される。

** 当該申立手数料には、シンガポールの物品サービス税7%を含む。

事務管理報酬

本規程に従い下記のとおり算定された事務管理報酬は、SIACにより管理されるすべての仲裁に適用され、かつSIACに支払われるべき金額の上限を定める。

係争金額 (\$\$)	事務管理報酬 (\$\$)
50,000 以下	3,800
50,001 以上 100,000	3,800 + 係争金額50,000を超える部分につき2.200%
100,001 以上 500,000	4,900 + 係争金額100,000を超える部分につき1.200%
500,001 以上 1,000,000	9,700 + 係争金額500,000を超える部分につき1.000%
1,000,001 以上 2,000,000	14,700 + 係争金額1,000,000を超える部分につき0.650%
2,000,001 以上 5,000,000	21,200 + 係争金額2,000,000を超える部分につき0.320%
5,000,001 以上 10,000,000	30,800 + 係争金額5,000,000を超える部分につき0.160%
10,000,001 以上 50,000,000	38,800 + 係争金額10,000,000を超える部分につき0.095%
50,000,001 以上 80,000,000	76,800 + 係争金額50,000,000を超える部分につき0.040%
80,000,001 以上 100,000,000	88,800 + 係争金額80,000,000を超える部分につき0.031%
100,000,000を超える場合	95,000

事務管理報酬には、以下の項目は含まれない：

- 仲裁廷の報酬及び費用
- 審問のための、又は審問に関連する施設使用料及びサポートサービス料（例：審問室、備品、反訳及び通訳サービス）；
- SIACの事務管理費用

SIACは、書記官が別段の決定を行わない限り、全ての事案について支払うべき最低S\$3,800の事務管理報酬を請求する。

仲裁人の報酬

規則に従って行われ、また規則の下で管理される仲裁について、当事者が、規則第34.1項に従い仲裁廷の報酬を定める代替的な方法に関する合意を行わない場合において、下表に従って算定された報酬は、各仲裁人に支払われるべき金額の上限を定める。

係争金額 (\$\$)	仲裁人の報酬 (\$\$)
50,000 以下	6,250
50,001 以上 100,000	6,250 + 係争金額50,000を超える部分につき13.800%
100,001 以上 500,000	13,150 + 係争金額100,000を超える部分につき6.500%
500,001 以上 1,000,000	39,150 + 係争金額500,000を超える部分につき4.850%
1,000,001 以上 2,000,000	63,400 + 係争金額1,000,000を超える部分につき2.750%
2,000,001 以上 5,000,000	90,900 + 係争金額2,000,000を超える部分につき2.100%
5,000,001 以上 10,000,000	126,900 + 係争金額5,000,000を超える部分につき0.700%
10,000,001 以上 50,000,000	161,900 + 係争金額10,000,000を超える部分につき0.300%
50,000,001 以上 80,000,000	281,900 + 係争金額50,000,000を超える部分につき0.160%
80,000,001 以上 100,000,000	329,900 + 係争金額80,000,000を超える部分につき0.075%
100,000,001 以上 500,000,000	344,900 + 係争金額100,000,000を超える部分につき0.065%
500,000,000 を超える場合	605,000 + 係争金額500,000,000を超える部分につき0.040% 2,000,000 を上限とする

暫定的及び緊急的救済に関する報酬

規則第30.2項及び付属規程1に従い行われる緊急の暫定的救済の申立てに係る報酬は、以下のとおりとする。

規則第30.2項及び付属規程1に従い行われる申立てに際しては、以下の支払いが行われなければならない。

1. 緊急仲裁人の申請に関する事務管理報酬（返金不可）：

シンガポール国内の当事者	\$S\$5,350*
シンガポール国外の当事者	\$S\$5,000

* 当該事務管理報酬には、シンガポールの物品サービス税7%を含む。

2. 緊急仲裁人の報酬及び保証金：書記官が付属規程1に従って別段の決定を行わない限り、緊急仲裁人の報酬に対する保証金は、\$S\$30,000の定額とする。書記官が付属規程1に従って別段の決定を行わない限り、緊急仲裁人の報酬は、\$S\$25,000の定額とする。

忌避に関する事務管理報酬（返金不可）

忌避の通知を提出する当事者は、第15.3項に従い下記の忌避に関する事務管理報酬の支払いを行うものとする。

シンガポール国内の当事者	\$S\$8,560*
シンガポール国外の当事者	\$S\$8,000

* 当該事務管理報酬には、シンガポールの物品サービス税7%を含む。

その他の報酬

Arb-Med-Arb 報酬

仲裁	S\$2,000
Arb-Med-Arb	SIAC S\$2,140* + SIMC S\$1,000 = S\$3,140
シンガポール国外の当事者	SIAC S\$2,000 + SIMC S\$1,000 = S\$3,000

* SIAC報酬はGST(7%)を含む。

選任費用(払戻不可)

選任費用はアド・ホックの事案で仲裁人選任の要請がされた場合に支払うべき費用です。選任費用は選任の要請をした当事者が支払うべきものです。選任の要請は下記に規定された選任費用の支払とともにに行ってください。

	1名の仲裁人	2名の仲裁人	3名の仲裁人
シンガポール国内の当事者	S\$3,210*	S\$4,280*	S\$5,350*
シンガポール国外の当事者	S\$3,000	S\$4,000	S\$5,000

* SIAC報酬はGST(7%)を含む。

課税報酬の評価

仲裁の最後に、又は仲裁の過程である争点が決定された後に、通常仲裁人は、一方当事者が負担した法的費用（又は法的費用の一部）を反対当事者が支払うべきとの命令を下します。仲裁人は通常支払われるべき費用の金額を調整します。

SIACは仲裁人がそのようにすることを望みます。しかし仲裁人がそのようにしない場合で、両当事者が金額について合意できない場合、SIAC の書記官が両当事者のために金額を評価するよう求められる可能性があります。このプロセスを費用の「課税」と呼ぶことがあります。書記官のサービスを必要とする当事者が請求された費用の金額に従って報酬を支払います。

係争金額 (S\$)	課税報酬の評価 (S\$)
50,000 以下	5,000
50,001 以上100,000	5,000 +係争金額50,000を超える部分につき2%
100,001 以上250,000	6,000 +係争金額100,000を超える部分につき1.5%
250,001 以上 500,000	8,250 +係争金額250,000を超える部分につき1%
500,001 以上1,000,000	10,750 +係争金額500,000を超える部分につき0.5%
1,000,000 を超える場合	13,250 +係争金額1,000,000を超える部分につき0.25%
上限	25,000

- 報酬は課税の要請の時点でお支払いください。
- 上記報酬は適用される可能性のある7%のGSTを含みません。
- 上記の評価又は課税報酬の表は2015年8月1日時点で有効なものです。

SIACモデル仲裁条項

(2015年9月1日改訂)

国際的契約書を作成する際には、以下の仲裁条項を記載することを推奨いたします：

その存在、有効性又は終了に関するあらゆる争点も含め、本契約から生じる、又は、本契約に関連する全ての紛争は、その時点で効力を有するシンガポール国際仲裁センター仲裁規則（「SIAC規則」）に従って、シンガポール国際仲裁センター（「SIAC」）により管理される仲裁に付託され、最終的に解決されるものとし、当該規則は本条で言及することにより、本契約に組み込まれたものとみなす。

仲裁地は、[シンガポール]*とする。

仲裁廷は、_____**名の仲裁人で構成される。

仲裁の言語は_____とする。

準拠法

当事者は準拠法条項も記載すべきです。下記が推奨されます。

本契約は _____***法に準拠する。

* 当事者は、両者が選択する仲裁地を特定すべきです。当事者がシンガポール以外の仲裁地を選択することを希望する場合は、[シンガポール]という部分を希望の国及び都市名に差し替えてください。（例：[都市名、国名]）

** 奇数を記載してください。1又は3となります。

*** 国又は法域を記載してください。

SIAC Model Clause

(Revised as of 1 September 2015)

In drawing up international contracts, we recommend that parties include the following arbitration clause:

Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration administered by the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC") in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC Rules") for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause.

The seat of the arbitration shall be [Singapore].*

The Tribunal shall consist of _____ ** arbitrator(s).

The language of the arbitration shall be _____

Applicable Law

Parties should also include an applicable law clause. The following is recommended:

This contract is governed by the laws of _____ .***

* Parties should specify the seat of arbitration of their choice. If the parties wish to select an alternative seat to Singapore, please replace "[Singapore]" with the city and country of choice (e.g., "[City, Country]").

** State an odd number. Either state one, or state three.

*** State the country or jurisdiction.

SIAC簡易仲裁手続モデル仲裁条項

(2015年9月1日改訂)

国際的契約書を作成する際には、以下の仲裁条項を記載することを推奨いたします：

その存在、有効性又は終了に関するあらゆる争点も含め、本契約から生じる、又は、本契約に関連する全ての紛争は、その時点で効力を有するシンガポール国際仲裁センター仲裁規則（「SIAC規則」）に従って、シンガポール国際仲裁センター（「SIAC」）により管理される仲裁に付託され、最終的に解決されるものとし、当該規則は本条で言及することにより、本契約に組み込まれたものとみなす。

当事者は、本条に準じて開始されたいかなる仲裁についても、SIAC規則の第5.2項に規定された簡易仲裁手続に従って実施されることに合意する。

仲裁地は、[シンガポール]*とする。

仲裁廷は、1名の仲裁人で構成される。

仲裁の言語は _____ とする。

[前ページの準拠法条項の推奨をご参照ください。]

-
- * 当事者は、両者が選択する仲裁地を特定すべきです。当事者がシンガポール以外の仲裁地を選択することを希望する場合は、[シンガポール]という部分を希望の国及び都市名に差し替えてください。（例：[都市名、国名]）

Expedited Procedure Model Clause

(Revised as of 1 September 2015)

In drawing up international contracts, we recommend that parties include the following arbitration clause:

Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration administered by the Singapore International Arbitration Centre (“SIAC”) in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre (“SIAC Rules”) for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause.

The parties agree that any arbitration commenced pursuant to this clause shall be conducted in accordance with the Expedited Procedure set out in Rule 5.2 of the SIAC Rules.

The seat of the arbitration shall be [Singapore].*

The Tribunal shall consist of one arbitrator.

The language of the arbitration shall be _____.

[See Applicable Law clause recommendation on previous page]

-
- * Parties should specify the seat of arbitration of their choice. If the parties wish to select an alternative seat to Singapore, please replace “[Singapore]” with the city and country of choice (e.g., “[City, Country]”).
-

SIAC-SIMC Arb-Med-Arb 議定書(“AMA議定書”)

(2014年11月5日現在)

1. 本AMA議定書は、シンガポールArb-Med-Arb条項又はその他の類似の条項（「AMA条項」）の下でシンガポール国際仲裁センター（「SIAC」）に付託されたすべての紛争、及び／又は本AMA議定書の下で当事者が紛争解決のため付託することに合意したすべての紛争に適用される。AMA議定書の下では、当事者は、シンガポール国際調停センター（「SIMC」）での調停過程において和解された紛争はいかなるものでも当事者間の仲裁合意に含まれるものとすることに合意する。
2. AMA条項の下で仲裁を開始することを希望する当事者は、当事者間でSIACが仲裁を管理することに同意した場合、当該仲裁手続に適用されるべき仲裁規則（「本件仲裁規則」）に従った仲裁通知をSIACの書記官に提出するものとする。かかる本件仲裁規則とは、(i) SIAC仲裁規則（適宜改正の可能性がある）又は(ii) UNCITRAL仲裁規則（適宜改正の可能性がある）のいずれかとする。
3. SIACの書記官は、仲裁開始から4営業日以内、又は、当事者が紛争をAMA議定書の下で調停に付託することに合意してから4営業日以内に、SIMCにAMA条項に準じた仲裁の開始を通知する。SIACは仲裁通知の写しをSIMCに送付する。
4. 仲裁廷は、本件仲裁規則及び／又は当事者の仲裁合意に従って、SIACにより構成されるものとする。
5. 仲裁廷は、仲裁通知と仲裁通知に対する答弁を交換した後に、仲裁を延期し、事件がSIMCにおける調停に付託されることができることをSIACの書記官に通知するものとする。SIACの書記官は、当事者が提出した全ての書類を収めた事件ファイルをSIMCに調停を付託するためSIMCに送付する。SIMCが事件ファイルを受領次第、SIMCはSIACの書記官にSIMC調停規則に従ったSIMCにおける調停の開始（「調停開始日」）を通知する。仲裁における全ての後続の手続は、SIMCにおける調停の結果が出されるまで保留されるものとする。

6. SIMCの支援の下に実施される調停は、SIACの書記官がSIMCと協議の上で期限を延長しない限り、調停開始日から8週間以内に完了するものとする。仲裁手続における期間の算定については、期間は、調停開始日に進行を停止し、SIACの書記官が仲裁廷に調停手続の終了を通知した時に進行を再開する。
7. 8週間の期間が終了した時 (SIACの書記官が締切を延長しない限り)、又は8週間の期間の満了より前の段階で、紛争が部分的に又は全体的に調停によって和解されない場合には、SIMCはSIACの書記官に調停の結果（該当する場合）を迅速に通知するものとする。
8. 紛争が部分的に又は全体的に調停によって和解されなかった場合には、SIACの書記官は、仲裁廷に仲裁手続が再開する旨を通知する。書記官の仲裁廷に対する通知の日に、紛争の点について又は紛争の残余部分（該当する場合）の点について仲裁手続が本件仲裁規則に従って再開するものとする。
9. 当事者間で調停により和解に至った場合には、SIMCはSIACの書記官に対し和解に至った旨を通知するものとする。当事者が仲裁廷に対し同意に基づく仲裁判断の形式で和解を記録することを要求する場合、当事者又はSIACの書記官は、和解合意を仲裁廷に付託し、仲裁廷は当事者により合意された条件で同意に基づく仲裁判断を下すことができる。

費用に関して

10. 本AMA議定書に基づく全ての申立てについて、当事者は、SIACに対し SIMC調停規則の別表Bに規定された払戻不可の申立て手数料を支払うものとする。
11. 事案がAMA条項に従って開始された場合及び当事者が仲裁手続開始の前にAMA議定書に基づいた解決を求めて紛争を付託することに合意した場合、この手数料は仲裁通知の提出の際にSIACに支払うことができる。その他の場合、調停の点について未払いのままとなっている手数料の一部分は、SIMCにおける調停のため案件が付託される際にSIACに支払われるものとする。
12. 当事者はまた、要求に応じて、SIACに対し、SIAC及びSIMCの各手数料（集合的に「保証金」）の料金表に従って、推定の仲裁費用の予納金（「仲裁予納金」）及び調停のための事務管理費用（「調停予納金」）を支払うものとする。保証金の額は、SIMCとの協議の上SIACの書記官により決定される。
13. 事案がAMA条項に従って開始された場合及び当事者が仲裁手続開始の前にAMA議定書に基づいた解決を求めて紛争を付託することに合意した場合、調停予納金は、SIACにより要求された仲裁予納金とともに支払われるものとする。その他の場合、調停予納金は、SIMCにおける調停のため事案が付託される際に支払われるものとする。
14. 本件仲裁規則に影響されることなく、いずれの当事者も、他方当事者がその負担分の支払を怠った場合には、他方当事者の保証金を支払うことができる。SIACの書記官は、保証金が全体的に又は部分的に未払いとなっている場合にはSIMCに通知するものとする。
15. SIACは、別途当事者に断ることなく、SIACの保持する保証金又は仲裁予納金からSIMCに対する調停予納金の支払いをする権限を有する。

シンガポールArb-Med-Arb条項

(2015年9月1日現在)

その存在、有効性又は終了に関するあらゆる争点も含め、本契約から生じる、又は、本契約に関連する全ての紛争は、その時点で効力を有するシンガポール国際仲裁センター仲裁規則（「SIAC規則」）に従って、シンガポール国際仲裁センター（「SIAC」）により管理される仲裁に付託され、最終的に解決されるものとし、当該規則は本条で言及することにより、本契約に組み込まれたものとみなす。

仲裁地は、[シンガポール]*とする。

仲裁廷は、_____**名の仲裁人で構成される。

仲裁の言語は_____とする。

さらに、両当事者は、仲裁が開始された後、その時点で効力を有するSIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocolに従って、シンガポール国際調停センター（「SIMC」）における調停を通じて、誠実に、紛争解決を試みることに合意する。調停の過程において到達した合意はいかなるものでも、SIACの選任した仲裁廷に付託され、合意された条件で、同意された判断を構成できるものとする。

* 当事者は、両者が選択する仲裁地を特定すべきです。当事者がシンガポール以外の仲裁地を選択することを希望する場合は、[シンガポール]という部分を希望の国及び都市名に差し替えてください。（例：[都市名、国名]）

** 奇数を記載してください。1又は3となります。

支払に関する情報

- 支払いは、“*Singapore International Arbitration Centre*”宛にシンガポール国内で振り出された小切手により行うことができる。すべての小切手による支払いは、以下に宛て直接送付する方法により行われるものとする：

Singapore International Arbitration Centre
32 Maxwell Road, #02-01
Singapore 069115
Attn: Accounts Department

- 支払いは、以下に規定するSIACの銀行口座宛に送金する方法により行うこともできる（銀行手数料は支払人負担とする）。

送金先名	: Singapore International Arbitration Centre
銀行名	: United Overseas Bank Limited
支店名	: Coleman Branch
銀行住所	: 1 Coleman Street, #01-14 & B1-19, The Adelphi, Singapore 179803
口座番号	: 302-313-540-8
スワイフト・コード	: UOVBSGSG

送金の確認に係る便宜のため、当事者は、「事案整理番号—申立人／被申立人」を、送金時情報として含めるよう要求されるものとする。SIACにおける預託金の調査に資するために、SIACは当事者に対し、送金後可及的速やかに送金記録の写しを送付するよう要求するものとする。SIACの方針では、当事者又はその権限ある代理人（例：当事者の訴訟代理人）から支払いを受け取ることができることになっている点に留意されたい。

当事者は、SIACに対するいかなる送金を行う前においても、最新の銀行口座に係る情報につき、SIACに事前に照会することが推奨される。シンガポールドルでない通貨による支払いについても、当事者はSIACに照会を行うことが推奨される。

This page is intentionally left blank.

This page is intentionally left blank.

**Singapore International
Arbitration Centre**

32 Maxwell Road #02-01

Maxwell Chambers

Singapore 069115

T +65 6221 8833

F +65 6224 1882

corpcomms@siac.org.sg

www.siac.org.sg